

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の改正案について

令和3年12月17日
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

1. 背景・趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号。以下「改正法」という。）の一部施行に伴い、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和3年環境省令第7号）を改正するもの。

2. 改正案の概要

改正法の施行に伴い、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づく「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」に、次に掲げる事項を定める。

- 販売業者にあつては、犬又は猫を取得したときは、当該犬又は猫を取得した日（生後90日以内の犬又は猫を取得した場合には、生後90日を経過した日）から30日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日）までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し（法第39条の2第1項のやむを得ない事由に該当するときを除く。）、法第39条の5第1項に基づく環境大臣の登録（登録を受けた犬又は猫を取得した場合にあつては、同法第39条の6第1項に基づく変更登録）を受けること。
- 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、他の販売業者、貸出業者又は展示業者に犬又は猫を譲り渡す場合にあつては、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳の写しと併せて譲り渡すこと。
- この省令の施行の際現に犬又は猫（繁殖の用に供することをやめた犬又は猫を除く。）を所有する販売業者は、当該犬又は猫の子の譲渡しの日までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、法第39条の5第1項に基づく環境大臣の登録を受けるよう努めなければならないこと。

3. 施行期日

令和4年6月1日